

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 清心会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は業務執行理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給等)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 評議員選任・解任委員会委員には、評議員選任・解任委員会運営細則第6条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 常勤理事には、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 5 常勤理事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、報酬は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される当該会議等に出席した場合は、非常勤の理事に準じて報酬を支給する。
- 6 常勤理事が概ね週30時間以上業務に従事する場合は、社会保険加入対象者とする。
- 7 職員を兼務する理事は、社会福祉法人清心会給与規程による給与を支給し、役員報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の役員報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 常勤理事の報酬月額、職員である理事の等級号数及び管理手当に基づいて算定した別表1(常勤理事月額報酬)に定めるとおりとする。
- 3 常勤理事の報酬月額は、常勤理事月額報酬のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 非常勤の役員が法人の業務に従事した場合に支給する日額報酬は、別表2(非常勤理事等の業務従事日額報酬)に定めるとおりとする。
- 5 非常勤の役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合に支給する出席報酬は、別表3(非常勤理事等の理事会等出席報酬)に定めるとおりとする。
- 6 評議員が評議員会に出席した場合に支給する出席報酬は、別表3「非常勤理事等の理事会等出席報酬」に定めるとおりとする。
- 7 評議員選任・解任委員会委員が、評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬は、別表4(評議員選任・解任委員会委員の委員会出席報酬)のとおりとする。なお、職員である委員が当該委員会に出席した場合は、前条の報酬は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される委員会に出席した場合は、非常勤の委員に準じて報酬を支給する。

(費用弁償)

- 第5条 法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員には、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)を法人旅費規程に準じて支給することができる。なお、その計算方法は、当該規程の5等級区分に準ずる。
 - 3 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、法人給与規定の通勤手当に準ずる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤理事の報酬及び通勤手当は、毎月25日に支払うものとする。なお、支払日が休日及び祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬及び旅費並びに常勤理事の旅費は、必要の都度支払うものとする。なお、旅費については、公共交通機関の実費額で支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程を持って社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(廃止)

2 社会福祉法人清心会常勤役員報酬規程及び旅費規程(平成22年4月1日制定)は、廃止する、

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1(常勤理事月額報酬)

従事日・時間数	月額報酬
原則週 1 日・1 日 8 時間	118,000 円以内
原則週 2 日・1 日 8 時間	236,000 円以内
原則週 3 日・1 日 8 時間	354,000 円以内
原則週 4 日・1 日 8 時間	472,000 円以内
原則週 5 日・1 日 8 時間	591,000 円以内

別表 2(非常勤理事等の業務従事日額報酬)

役職名	報酬
理事長	10,000 円
理事	10,000 円
監事	10,000 円

別表 3(非常勤理事等の理事会等出席報酬)

会議	報酬
理事会	10,000 円
評議員会	10,000 円

別表 4(評議員選任・解任委員会委員の委員会出席報酬)

会議	報酬
委員会	10,000 円